

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいて、ヘルパーとして勤務していたが、平成〇年〇月〇日、原動機付自転車により出勤途中、大型貨物自動車と接触し、負傷したことから、Bセンターに受診し「外傷性横隔膜ヘルニア、左肋骨多発骨折、仙骨骨折、左脛骨近位端骨折等」と診断され、手術が施行され、通院加療した。その後、C病院においても、入院及び通院加療した結果、平成〇年〇月〇日付けで治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件公開審理において、現在もあいが止まらなくなったり、横隔膜が引きつけを起こし、強く痛むなどの多様な症状に日常的に悩まされると愁訴し、こうした症状から考えて、請求人には障害等級第8級を超える障害等級が認定されるべきである旨主張するので、この点について当審査会で改めて検討したところ、以下のとおりである。

(2) まず、請求人が訴える横隔膜自体の疼痛については、当審査会にて再度医証を子細に検討したが、明らかな疼痛の原因と推察される診療録、画像所見及び検査所見等は認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(3) 次に、請求人の外傷性横隔膜ヘルニアを胸部及び腹部臓器に及ぶ障害として検討する。胸部の障害としては、平成〇年〇月〇日の呼吸機能検査において、請求人の%肺活量は62%、%1秒量は55.9%と低下しており、軽度の呼吸困難の状態が認められるが、動脈血酸素分圧及び動脈血炭酸ガス分圧は正常値を示しており、著しい呼吸困難があるとは認められない。当審査会としては、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の鑑定書を踏まえ、認定基準に照らして判断すると、請求人は「胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの」(第11級の9)に該当するとみるのが相当と言わざるを得ず、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当するものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。